

「ふるさと納税」制度創設の提言

近年、景気の回復を始め、大学などの高等教育機関、公共交通基盤、医師確保、生活水準など、様々な場面で地域間格差の矛盾が噴出する中、地方は厳しい財政状況の下、地方分権型社会の実現を目指し、生き残りをかけた努力をしているところです。

しかしながら、地方単独の努力には限界があり、我々志を共にする5県知事は、地域間格差の解消に向け、共に立ち上がる決意を固め、今般、その取組の一つとして、昨今議論となっている「ふるさと納税」の実現に向けた行動を起こすことを合意しました。

人には誰にでも大切にしたい「ふるさと」があり、その発展のために、自ら貢献したいとの深い想いがあります。

地域間格差の拡大が取りざたされる今こそ、このような「ふるさと」を大切にする気持ちを尊重し、「ふるさと」への貢献を支援することが求められています。

特に、地方を「ふるさと」に持つ納税者に、自らの意思で「ふるさと」に貢献する選択肢を提供することは、「納税者の税に対する意識改革」や「ふるさとの魅力を磨く大競争時代」へ大きく踏み出すものであり、その第一歩として早期の「ふるさと納税」制度の導入を図るべきであります。

我々5県知事は、「ふるさと納税」制度の導入に向けた具体的な仕組みとして、別添の案を取りまとめました。

政府におかれては、是非これを積極的に検討され、「ふるさと納税」制度を早期に実現されるよう、提言いたします。

平成19年7月

鳥取県知事	平井 伸治
宮城県知事	村井 嘉浩
山形県知事	齋藤 弘
佐賀県知事	古川 康
徳島県知事	飯泉 嘉門

ふるさと納税制度(案)

平成19年7月
鳥取県・宮城県・山形県・
佐賀県・徳島県

1 制度概要

☆地域間格差が拡大している状況を踏まえ、誰にでもある「ふるさと」に貢献したいという想いに対して選択肢を提供

→ 選択を通じた、個人と社会の関わり合いの再構築による税に対する意識改革
→ 地域に対する関心を高め、ふるさとの魅力を磨く大競争時代への大きな一歩

- ふるさとへの寄付に対する個人所得課税の税額控除制度の創設
- 従来の「所得控除」から「税額控除」にすることによる実質的な納税
- 誰でも「ふるさと」への想いを形にできるよう納税義務者でない被扶養者へも一定の配慮
- 寄付者の控除手続きを年末調整等で完結できるよう極力簡素化

2 控除対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 所得税又は個人住民税の納税義務のある方
- ・ 本人又は家族が住所又は居所としたというゆかりのある市町村又は都道府県(居住地は除く)に寄付を行なった方

3 控除対象税

所得税、個人住民税(所得割・都道府県及び市町村分)

4 控除の額

前年の個人住民税(所得割)の1割相当額を限度

⇒ 所得税から60%、個人住民税40%(都道府県16%、市町村24%)を税額控除

【参考】所得税額(16.5兆円):住民税額(12.1兆円) = 58% : 42%

(「㊟財務省歳入予算」「㊟地方財政計画」より)

5 控除手続きの流れ

- ① 寄付申込(寄付者(納税義務者及びその扶養する配偶者。以下同じ。))⇒市町村又は都道府県)
⇒ 市町村又は都道府県に対して、電話、HP等で、過去の居住の事実を告げて申込み
- ② 納入通知書送付(市町村又は都道府県⇒寄付者)
⇒ 市町村又は都道府県から、全国統一の様式により納入通知書を送付
- ③ 寄付金払込(寄付者⇒市町村又は都道府県)
⇒ 金融機関が納入通知書(本人控え)に領収済印
- ④ 所得税・住民税の控除申請(納税義務者⇒税務署・居住市町村)
⇒ 年末調整又は確定申告時で税額控除を申告
過去の居住の事実を申告書に記載して申告

6 地方公共団体の寄付金管理

- ① 寄付を受入れた後、市町村6割、都道府県4割で精算する。
* 住民税所得割の税率;10%(市町村分6%、都道府県分4%)
- ② ふるさと納税制度の趣旨を反映し、制度の明確で適正な運営を図るよう、各地方公共団体で基金を条例設置し寄付金の活用状況を管理。

【基金設置例】

名 称	(仮称)「〇〇県(市町村) ふるさと納税 地域振興基金」	
基金の性格	地域振興のための特定目的基金	
使途の例	①産業雇用	企業誘致、農林水産振興、中心商店街対策等
	②生活基盤	道路、公共交通、上下水道、宅地等のインフラ整備等
	③福祉医療	医療体制の整備、少子高齢化施策等
	④教育	教育施設・設備整備、進学奨励事業等
その他	基金では市町村分6割と都道府県分4割を区分経理する。	

「ふるさと納税」制度のスキーム

平成19年7月

鳥取県・宮城県・山形県・佐賀県・徳島県

◎ 納税者にとっての使い勝手の良さと、行政側の実務とのバランスを考慮し、現実的な仕組みとして立案

- 「ふるさと」に対する寄付金を全額税額控除することにより、実質的に「ふるさと」への納税と同じ効果
- 「ふるさと」への寄付を行った方が行う控除手続きを、年末調整等で完結できるよう極力簡素化
- 「ふるさと」への想いに対する説明責任を果たすため、基金の設置によって寄付金の使途を明確化

